

宮崎県ユニセフ協会サポート会員規約

(趣旨)

第1条 この規約は宮崎県ユニセフ協会規約の第14条の「サポート会員制度」に関する事項を定める

(名称)

第2条 サポート会員の名称を「宮崎県ユニセフ協会サポート会員」とする。

(サポート会員の区分)

第3条 サポート会員の区分は、次による。

- (1) 企業会員
- (2) 団体会員

(活動)

第4条 サポート会員は宮崎県ユニセフ協会規約第4条の活動をサポートするとともに宮崎県ユニセフ協会事務局はサポート会員に対し、情報提供に努める。

(会費)

第5条 会費は年会費とし、次の通りにする。
1口1万円とし3口以上。

(会員証)

第6条 前条に定める会費を納入した会員に対し、会員証を交付する。

(会員期間)

第7条 サポート会員の資格は、1年間有効とし、毎年加入月に会費が納入されることにより自動更新される。

(納入済み会費の返還)

第8条 納入済み会費は原則として返還しない。ただし、会長が真にやむを得ないと認めた場合にはこの限りではない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次に該当した場合は、その資格を失う。

(1) 退会の申し出があったとき

なお、会費を2年間続けて未納の場合は退会とみなす。

(2) 企業、団体の解散

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃は理事会の議決による。

(その他)

第11条 この規約に定めない事項については、宮崎県ユニセフ協会運営委員会で協議し、
会長が決定する。